

学校職員の懲戒処分について（令和8年8月教育委員会定例会）（議案第24、25号関係）

No.	1	2
処 分 年 月 日	令和8年8月24日	令和8年8月24日
処 分 の 種 類	免職	戒告
処 分 の 理 由	わいせつな行為及びセクシュアルハラスメント行為 （事件・事故の概要） 被処分者は、令和7年、面識のある女性に対し、背後から抱きしめる等のわいせつな行為を行った。 また、同じく令和7年、別の面識のある女性に対し、その同意を得ることなく髪を触るセクシュアルハラスメント行為を行った。	管理監督責任 （概要） No.1の事案に関し、校長として部下職員の管理監督等に適切さを欠いた。
事 件 発 生 年 月 日	令和7年	令和7年
被 処 分 者 の 年 齢	40歳代	50歳代
被 処 分 者 の 性 別	男性	男性
被 処 分 者 の 所 属	県立学校	県立学校
被 処 分 者 の 職	教職員（職名非公表）	校長
備 考	※一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を併せて実施	-